

原町第二中学校いじめ防止基本方針

南相馬市立原町第二中学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校の生徒が、学校の内外を問わず一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。（インターネット（SNS）・スマートホンを通じて行われるものを含む。）

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ インターネット（SNS）、スマートホンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。」

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 未然防止に向けて

- (1) 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒会活動・学級活動を軸と

して、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
 - ② 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - ③ 生徒会策定の「いじめゼロ宣言」をもとに、生徒会活動・学級活動の充実を図り、生徒の主体的な活動をとおして、いじめを許さない心の教育に努める。
 - ④ 主体的に取り組む様々な活動を通して、生徒自身の自己有用感を育成し、生徒が互いに心の結びつきや信頼感を高め、自らを大切にする心の育成に努める。
- (2) 学校は、いじめの未然防止に向けて、指導の重点の共有化、指導体制の整備を行う。
- ① 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、直ぐに相談できる体制を整えけるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
 - ② 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
 - ③ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
 - ④ 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
 - ⑤ インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
 - ⑥ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (3) 学校は、いじめの未然防止を図るため、指導の重点化に努める。
- ① いじめは、人間として消して許されないことを、折に揺れ全生徒に指導する。
 - ② いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうることを全職員が認識する。
 - ③ 家庭との緊密な連携を構築する。
 - ④ 教師自身の言動には、細心の注意を払う。
 - ⑤ 学校生活全般を通じ、「生命の尊重」の精神を全生徒に行き渡らせる。
 - ⑥ 教職員と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を信頼関係の醸成努める。
 - ⑦ 全職員目で、組織を挙げて小さいいじめの芽を見逃さず、許さない。
- (4) 学校は、いじめの未然防止のための組織を設置する。
- いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決のため、「生徒指導委員会(いじめ対策委員会)」を設置、組織する。

【構成員】校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

4 早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。
- ① 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、いじめ防止アンケート調査、生活の記録等)
 - ② 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠席状況等)
 - ③ 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等)
 - ④ 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換等)
- (2) いじめの早期発見のため以下の措置を設ける。
- ① 各調査の有効活用

a) 定期的な「市いじめに関するアンケート調査」

生徒対象、保護者対象について、市教育委員会が実施する要項に基づき調査、措置、共有、対応、報告を適切、速やかに対応する。

b) hyper-QU 検査を有効活用する。

検査結果を分析し、生徒の交友関係の把握に努め、いじめ防止に役立てる。

② いじめに関する相談窓口の設置

各学年の学年主任及び生徒指導担当、及び教育相談担当を窓口として相談を行う。

③ 毎週の生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

生徒の現状を共通理解しながら課題と今後の対応についてチームで連携、迅速、即効型の指導を目指す。

④ スクールカウンセラーとの連携

教育相談係が軸となり、スクールカウンセラーと養護教諭、教職員との情報共有を図り、課題などへの迅速な対応を目指す。

⑤ 日常的なふれあい

日常的に生徒との共感的なふれあいの時間を多く持ち、死角を無くす体制を整える。

(3) いじめが確認された場合の対応

① いじめの事実が確認された場合は、速やかに詳細な事実確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合、いじめを直ちに止めさせるとともに、再発を防止するため関係する生徒への指導と保護者への助言を速やかに行う。

③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要と認められる場合、保護者と連携を図りながら、「一定期間別室において学習を行うことができる」「市教育委員会の指示のもと、出席停止の措置を講じる」など、いじめられた生徒を徹底して守り抜く措置を行う。

5 重大事態とは

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

6 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、重大事態が発生した場合、その結果等を南相馬市教育

委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめの子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯電話等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

7 年間指導計画（別紙）

8 評価について

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の評価項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (3) いじめへ対処するための取り組みに関すること。
- (4) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- (5) いじめ防止の取り組みについて、関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。（別紙）

Ⅱ 原町第二中学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。委員は次のとおりとし、年2回程度定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。

ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

構 成 機 関 等	職 名 等
南相馬市社会福祉協議会	主任児童委員
地域代表	学 校 評 議 員
本校代表	P T A 会 長
アドバイザー	スクールカウンセラー

本 校	校 長
本 校	教 頭
本 校	生徒指導主事
本 校	養 護 教 諭

Ⅲ 関係機関

- 福島地方法務局相馬支局（☎ 36-3413）
 - ・不当な差別情報等に関する人権相談
 - ・インターネット・携帯電話によるいじめの解決（削除の申し出、発信者情報の開示請求）
- 南相馬警察生活安全課（☎ 22-2191）
 - ・少年補導 ・声かけ事案 ・街頭補導 ・防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会（事務局 原町二小 ☎ 22-4114）
 - ・少年補導 ・街頭補導等
- 福島県浜児童相談所南相馬相談室（☎ 26-1135）
 - ・児童虐待相談 ・発達障がい相談 ・非行相談 ・しつけ相談
- 福島県教育庁相双教育事務所（☎ 26-1317）
 - ・県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
 - ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- 福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」（原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274）
 - ・引きこもり ・不登校 ・精神疾患の疑い
- 主任児童委員（児童委員）（南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415）
 - ・家庭環境等の把握（母子家庭、児童虐待、不登校、非行等）
- 南相馬市適応指導教室（やすらぎ広場 ☎ 24-1500，さくら教室・紅梅教室 ☎ 46-1420）
 - ・学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
 - ・不登校（傾向）児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
 - ・臨床心理士による「心のケア相談会」（年10回）
- 家庭児童相談室（南相馬市役所男女共同こども課）（☎ 23-7464）
 - ・子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
 - ・発達障がいに関する相談
- 学校教育支援センター（☎ 24-1500）
 - ・生徒指導研修会
- 子育て支援センター（☎ 24-4558）
 - ・就学前の幼児を対象に，子育てに関する相談
- ホットラインセンター（財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695）
 - ・違法，有害情報の通報窓口
 - ・プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼，関係機関への情報提供
- 違法・有害情報相談センター（社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500）
 - ・学校関係者などを対象に，インターネット環境における違法・有害情報，安心・安全にかかわる無料相談，違法・有害情報の削除依頼